

保護者・地域住民の皆様

～児童生徒の健やかな成長に向けて～
**学校とのよりよい関係づくりに
引き続きご協力ください**

令和 8 年 10 月
南魚沼市教育委員会

日頃から学校教育に対するご理解やご支援をいただき、大変ありがとうございます。

令和 8 年 10 月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、いわゆる「カスタマーハラスメント」への防止措置が義務化されました。

そこで、南魚沼市教育委員会では「南魚沼市立学校における『学校と保護者及び地域住民等とのよりよい関係づくり』構築のための方針」を策定しました。

児童生徒の健やかな成長に向けて、これからも皆様との信頼関係を大切にしながら教育活動を推進します。より一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

学びの郷南魚沼



よりよい関係づくりに向けた基本方針

「学校・保護者・地域

= 児童生徒の成長を支えるよきパートナー」

- 互いの立場、思い・考え等を理解、尊重し合いながら信頼関係を構築する。
- 児童生徒の健やかな成長に向けて、連携、協働しながら教育を実施する。

***** 遠慮なくご相談ください *****

児童生徒の学習や人間関係などの悩みなどありましたら、学校にご相談ください。また、学校から保護者や地域の皆様へ相談することもあります。「児童生徒の健やかな成長を支えるパートナー」として手を携え、ともに取り組んでいきたいものです。

一方で、お寄せいただくご相談やご要望の中には、「社会通念上許容される範囲を超えた言動」に該当し、対応が必要になることも考えられます。

そこで、学校が円滑に教育活動を実施し、組織的に対応するために、学校への連絡・面談に関するルールを 2 枚目のように作成しました。ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

～ 2 枚目へお進みください～

学校への連絡・相談について

- 1 原則として、教職員の勤務時間内にお願いします。過度に長時間の相談はお控えください。面談の場合は、事前に日程を調整して設定します。
＊勤務時間は学校により異なります。概ね 8:00 頃から 16:45 頃です。
- 2 相談内容等は校内で共有し、組織的に対応します。そのため、複数の教職員での対応を基本とします。また、場合によっては教育委員会担当者等が同席したり、会話を録音することもあります。
- 3 学校ができないこともあることをご理解ください。内容により関係機関等と情報を共有し、対応することがあります。
- 4 「社会通念上許容される範囲を超えた言動」がみられる場合は、「電話を切る」「退室を求める」などの対応を取ることがあります。
- 5 暴行、傷害、脅迫等の違法・犯罪行為に該当した場合は、直ちに対応を打ち切り、警察に通報します。

「社会通念上許容される範囲を超えた言動（例）」

※令和 8 年 8 月「文科省ガイドライン」から転載

- ☐ そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と全く関係のない要求
- ☐ 学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- ☐ 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ☐ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ☐ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ☐ 相当性を欠く賠償請求
- ☐ 威圧的な言動
- ☐ 継続的、執拗な言動
- ☐ 拘束的な言動

※文科省ガイドライン

「学校と保護者・
地域住民等との
より良い関係
構築のための
ガイドライン」

